

白鷹町ごみ処理基本計画（案）概要

目的・期間

- ◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、今後のごみ処理（一般廃棄物）を長期的な視点から計画的に進めるための基本方針として策定するもの。策定に当たっては、第6次白鷹町総合計画、第3次白鷹町環境基本計画との整合性を図るもの。
- ◆計画期間：令和8年度～令和17年度（10年間）

現状

◆生活系ごみ

	H27	R6	増減
可燃(t)	2,101	1,899	△202
不燃(t)	207	174	△33
計(t)	2,308	2,073	△235
1人1日(g)	433	468	35

◆事業系ごみ

	H27	R6	増減
可燃(t)	589	584	△5
不燃(t)	5.5	6.0	0.5
計(t)	594.5	590.0	4.5

◆資源回収

	H27	R6	増減
集積所(t)	457	392	△65
集団回収(t)	191	60	△131
計(t)	648	452	△196
集団回収団体数	39	20	△19

課題と方向性

◆生活系ごみ

総量は若干減少しているが、1人1日あたり排出量は増加傾向。使い捨てのライフスタイルや横ばいの世帯数が影響しているものと考えられる。一人ひとりが発生抑制や排出抑制に取り組んでいく必要がある。

◆事業系ごみ

事業所数は減少傾向にあるが、ごみ排出量は近年増加している。事業系ごみのガイドラインの活用などにより、適正分別や資源化への積極的な取組を促していく必要がある。

◆資源回収

可燃ごみの中には、資源回収の対象となるものも多く含まれるため、更なる資源化を促進する必要がある。集団回収の実施団体数は、コロナ禍以降に減少した。実施団体数の減少を抑える取組が必要である。

◆ごみの適正処理・分別

不燃ごみの不適正な出し方は、収集運搬に支障をきたし、処理設備の故障につながる。また、分別方法が変わる場合もある。適正処理の周知徹底、分別方法のわかりやすい周知が必要である。

推計

- ◆人口の将来予測：住基人口をベースに、国立社会保障・人口問題研究所の推計データから算定した減少率を乗じて推計した。
- ◆ごみ排出量の将来推計：過去10年間の傾向などから推計した。



①生活系ごみ（可燃・不燃）

過去10年間の排出量及び人口の推移から、将来の排出量を予測した。その結果、令和17年度は総量1,850 t（令和6年度から△10.8%）となるが、1人1日あたり排出量は525 gとなり、令和6年度実績の468 gを上回る結果となった。

②事業系ごみ（可燃・不燃）

過去10年間の排出量と事業所数に相関関係が見られない事から、過去10年間の平均値を算出し、令和17年度の排出量を587 g（令和6年度から△0.5%）と推計した。

③資源回収

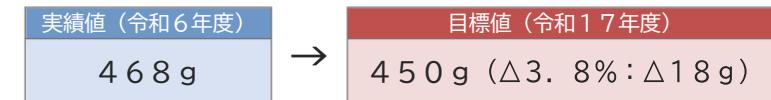
各地区の集積所分については、過去10年間の回収量及び人口から、将来の回収量を予測した。集団回収分については、団体数が増加することは想定できないため、コロナ禍以降の過去5年間の回収量の平均値を算出し、据え置きとした。その結果、令和17年度は資源回収量416 t（令和6年度から△7.8%）となった。

白鷹町ごみ処理基本計画（案）概要

目標

【目標1】1人1日あたりの生活系ごみ排出量（可燃・不燃）

生活系ごみの排出量は、人口減少に伴い、総量としては減少すると推計されるが、1人1日あたりの排出量は増加すると推計される。ごみの排出は、処理施設や最終処分場への賦課、さらには、環境にも影響を及ぼすこととなる。排出抑制の促進を図り、コロナ禍前の平成30年度から令和元年度時点の1人1日あたり排出量程度を目指す。



【目標2】資源回収率（古紙・布類・空き缶・ガラス瓶・ペットボトル・プラスチック製容器包装類・製品プラスチック）

資源回収量は、人口減少や集団回収実施団体の増加が見込めないことから減少傾向と推計されるが、資源回収率は、不燃ごみであった製品プラスチックが資源回収対象となること等から、増加すると推計される。しかしながら、循環型社会形成にむけて、いっそうの資源化を進めていくことが必要である。資源化及び再生利用の促進を図り、前期計画の始期であった平成27年度時点の資源回収率程度を目指す。



*資源回収率=資源回収量 ÷ (資源回収量+生活系ごみ)



排出抑制の方策

目標を達成するために、4つの基本方針を定め、排出抑制に取り組む。

方針	施策	具体的な取組
1. 周知啓発の推進	施策1：4R等の理解・啓発の推進 一人ひとりが減量に取り組む必要があり、啓発等を実施していく。ごみ処理の実態（排出量や埋立の実態）を認識することも、意識を変えるきっかけになる。	<ul style="list-style-type: none"> 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の周知広報 環境フェアなどを通した啓発の実施（美しい郷づくり推進会議） 職員による出前講座 ごみ処理施設等の見学推奨 町報、HPによるごみの排出量実績の周知 減量活動の紹介 県が実施する取組の積極的な周知
2. ごみの減量	施策2：生活系ごみの減量 生ごみの約8割は水分と言われており、水切りにより減量効果がある。食品ロス削減を心がけることが必要である。 施策3：事業系ごみの減量 事業系ごみガイドラインの周知とともに、生産・流通・販売過程でのごみ抑制への理解を求める。	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ水切りの徹底 食品ロスの周知（買いすぎない、つくり過ぎない） コンポスターの利用促進、電気式生ごみ処理機の利用促進 簡易包装、マイボトルやマイバックの使用、詰め替え製品利用 事業活動における減量の促進 簡易包装やレジ袋削減 食品ロスの防止（3010運動、もったいない山形への協力など） イベント等でのリユース食器利用
3. リサイクル等の推進	施策4：生活系ごみのリサイクル 可燃ごみの約6割を占める古紙・布類の資源回収を促進する。フリマアプリ等の周知や小型家電回収を継続実施する。 施策5：事業系ごみのリサイクル 事業系ごみガイドラインを周知し、リサイクルを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収の促進（紙ごみ回収、製品プラスチックなど） 集団回収への支援 店頭回収の周知（スーパー・福祉施設・酒販売店など） リサイクルショップやフリマアプリ等の活用 小型家電回収等によるリサイクル推進 ガイドラインの周知・活用 店頭回収の推進
4. ごみの適正処理	施策6：適正な収集運搬 効率的かつ円滑な収集運搬のため、適正分別を徹底する。分別ハンドブックやデジタルツール活用により、分かりやすい分別の周知を行う。 施策7：適正な中間処理・最終処分 施策8：不法投棄防止 施策9：災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 分別徹底の周知 効率的な収集運搬、収集業者への指示 ごみ出し困難世帯対応 エネルギー回収の推進（置賜広域行政事務組合施設） 置賜広域行政事務組合と置賜3市5町連携による処理施設の整備及び管理 不法投棄防止の情報交換、巡回パトロール、看板設置 災害廃棄物の処理体制整備